

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月7日
【四半期会計期間】	第55期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	前澤給装工業株式会社
【英訳名】	MAEZAWA KYUSO INDUSTRIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾崎 武壽
【本店の所在の場所】	東京都目黒区鷹番二丁目13番5号
【電話番号】	03(3716)1511(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理本部経理部長 前田 近
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区鷹番二丁目13番5号
【電話番号】	03(3716)1511(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理本部経理部長 前田 近
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第54期 第3四半期連結 累計期間	第55期 第3四半期連結 累計期間	第54期 第3四半期連結 会計期間	第55期 第3四半期連結 会計期間	第54期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	17,321	16,510	5,973	6,169	22,621
経常利益(百万円)	1,798	1,413	618	620	2,098
四半期(当期)純利益(百万円)	1,029	795	353	348	1,184
純資産額(百万円)	-	-	25,945	26,558	26,453
総資産額(百万円)	-	-	36,206	36,585	35,995
1株当たり純資産額(円)	-	-	2,193.32	2,206.92	2,198.18
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	87.06	66.11	29.85	28.93	99.98
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	71.7	72.6	73.5
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,623	1,477	-	-	4,219
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	252	942	-	-	325
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,114	1,014	-	-	740
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	9,574	10,227	10,750
従業員数(人)	-	-	555	547	550

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式がないため記載していません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	547
---------	-----

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、嘱託（16人）、パートタイマー（5人）は含まれておりません。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	416
---------	-----

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、嘱託（16人）、パートタイマー（4人）は含まれておりません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
埋設 (百万円)	3,513	-
地上 (百万円)	1,182	-
合計 (百万円)	4,696	-

- (注) 1. 金額は販売価格で表示しております。
 2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当第3四半期連結会計期間の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
商品販売 (百万円)	950	-
その他 (百万円)	166	-
合計 (百万円)	1,116	-

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2. 金額は仕入価格で表示しております。
 3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当第3四半期連結会計期間の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
その他	7	-	124	-

- (注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
埋設 (百万円)	3,681	-
地上 (百万円)	1,127	-
商品販売 (百万円)	1,115	-
その他 (百万円)	244	-
合計 (百万円)	6,169	-

- (注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

全般の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、円高の進行による輸出の鈍化等から足踏み状態が続いておりましたが、輸出や生産に底打ち感が出るなど、足踏み状態から脱却の兆しが見え始めてまいりました。

当社グループの属する給水装置業界は、国内景気の持ち直しの動きを受けて、政策効果（住宅版エコポイント、税制優遇など）が住宅投資を後押しし、新設住宅着工戸数は前年同期比プラスで推移いたしました。

このような環境下、当社グループは製品のコストダウンを図るとともに施工性の良い製品などを市場に投入し販売強化を図ってまいりました。加えて、水道メータや暖房管などの販路拡大の営業活動を推進してまいりました。

これらの結果、売上高につきましては、前年同期比3.3%増の61億69百万円となりましたが、営業利益は、当社主要原材料である銅の価格が前年同期比なお高い水準で推移したことから、前年同期比9.4%減の6億13百万円となりました。経常利益につきましては、営業外収支の改善により、同0.3%増の6億20百万円となり、四半期純利益は同1.4%減の3億48百万円となりました。

セグメント別の状況

(百万円)

	売上高 (外部顧客への売上高)	セグメント利益
	当第3四半期	当第3四半期
埋設事業	3,681	1,137
地上事業	1,127	313
商品販売事業	1,115	119
計	5,924	1,570
その他	244	67
合計	6,169	1,637

(注) 第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

〔埋設事業〕

埋設事業におきましては、お客様に喜ばれる施工性の良い製品を市場に投入するとともに、競合の激しい分野につきましては、コストダウンを実現し適正な価格で提供できるよう営業活動を推進してまいりました。水道メータは前年同期間を大きく上回る売上高を確保し、分岐弁を除く分止水栓、ステンレス製品も前年並みに回復し、埋設事業全体の売上高は36億81百万円、セグメント利益は11億37百万円となりました。

〔地上事業〕

地上事業におきましては、施工性に加え作業効率の良い製品を市場に投入し営業活動を推進してまいりました。暖房管につきましては、前年同期間を上回る売上高を確保し、給水給湯システム(QUMEX)につきましても前年並みに回復し、地上事業全体の売上高は11億27百万円、セグメント利益は3億13百万円となりました。

〔商品販売事業〕

商品販売事業は、製品に関連する仕入商品の販売であり、売上高は11億15百万円、セグメント利益は1億19百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前四半期連結会計期間末に比べ1億6百万円の増加となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は4億12百万円となり、前年同四半期に比べ3億86百万円増加いたしました。これは主に、賞与引当金の減少額1億36百万円、売上債権の増加額14億62百万円、法人税等の支払額4億24百万円により資金が減少しましたが、税金等調整前四半期純利益6億19百万円、減価償却費1億77百万円、たな卸資産の減少額1億9百万円、仕入債務の増加額13億69百万円により資金が増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は91百万円となり、前年同四半期に比べ1億32百万円増加いたしました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が38百万円でありましたが、保険積立金の解約による収入が1億39百万円であったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は3億70百万円となりました。これは主に、社債の償還による支出1億80百万円、配当金の支払額1億79百万円であったこと等によるものであります。前年同四半期に比べ20億54百万円増加いたしましたのは、前第3四半期連結会計期間において、社債の発行による収入が19億54百万円あったためであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において導入を決定し、同年6月25日開催の当社第53期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の有効期間が満了を迎え、平成22年5月13日開催の取締役会において、買収防衛策に関する議論の進展など近時のわが国の資本市場と法的・経済的環境を検討した結果、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上するうえで本プランの重要性に変わりはないと判断し、本プランを継続することを決定いたしました。

当該買収防衛策の有効期間は、平成23年6月30日までに開催される第55期定時株主総会の終結の時までとしており、平成22年6月28日開催の第54期定時株主総会において当該買収防衛策に関する株主の皆様のご意思を確認させていただきまして、賛成多数により承認可決されました。

なお、本プランを含む会社法施行規則第118条第3号所定の事項は以下のとおりです。

・ 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

1. 基本方針の内容について

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付行為（下記 - 2 - (3) - に定義されます。）が行われる場合において、その買付に応じるか否かのご判断については、最終的には株主の皆様にご委ねられるべきものと考えております。また、経営支配権の異動に伴う企業価値向上の可能性についても、これを一概に否定するものではありません。

しかし、大量買付行為のなかには、真に会社経営に参画する意思が無いにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株式等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行う買付など、企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益は、下記2で述べるとおり、個々の従業員（特に熟練工）の経験・ノウハウに基づく高度な技術力、充実した安全管理・品質管理体制に基づく製品および製造工程の品質の確保、全国のお客様との地域に密着した営業力と信頼関係に基づくブランド力、お客様の利便性・安全性を向上させるための製品開発力、役員・従業員が一体となった経営体制、ならびに仕入・販売のお取引先など、すべてのステークホルダーのご理解やご協力の上で形付けられるものであります。このような当社の企業価値を構成するさまざまな要素への理解なくして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が維持・向上されることは困難であると考えております。

当社は、当社株式の適切な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただけるよう、適時・適切な情報開示に努めております。しかしながら、突然に大量買付行為がなされる場合には、かかる買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響や大量買付行為を行なおうとする者（以下「大量買付者」といいます。）が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画、各ステークホルダーとの関係についての考え方、さらに、当社取締役会の当該買付行為に対する意見等の開示が、株主の皆様がその買付行為に応じるか否かの判断をするうえで、重要な判断材料になるものと考えております。また、大量買付者の提示する当社株式の買付価格が妥当なものであるかを比較的短期間のうちに判断をする株主の皆様にとっては、大量買付者および当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが重要と考えております。

以上の理由により、当社は、株主の皆様当社株式の大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただく機会を提供し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、および、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反するような大量買付行為を抑止するため、一定の場合には企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相応な措置をとることが、株主の皆様から経営を付託される当社取締役会の当然の責務であると考えております。

2. 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和32年1月の設立以来、長年蓄積した高度な技術力とブランド力を基礎として、給水装置業界のリーディングカンパニーとして企業価値を向上させてまいりました。

給水装置業界のリーディングカンパニーとしての当社の企業価値の源泉は、熟練工をはじめとした個々の従業員の経験・ノウハウに基づく高度な技術力、水道というライフラインを支えるための、充実した安全性管理・品質管理体制に基づく製品および製造工程の品質の確保、国内28箇所の営業所・出張所を起点に、全国の水道事業者・管材商社・管材卸・水道工事業者の皆様との営業力と信頼関係に基づくブランド力、お客様の要望・声に常に耳を傾け、施工の利便性・安全性を向上させるための製品開発力、役員・従業員が一体となった経営体制にあります。

まず物づくりの面では、当社は給水装置などの製造に必要な、鋳型用の金型製造、鋳造、さらに切削加工、組立、検査といった一連の設備群を有し、かつては職人の勘のみに依拠した工程・ノウハウを極力数値化し、新鋭設備での生産に置き換えながら常に新しい技術へ挑戦する事によって、技術の蓄積・伝承、人材の育成を図っています。その結果として、鉛フリー製品、ステンレス製製品や、架橋ポリエチレン管をはじめとした住宅分野製品などが生まれてきました。当社がこれらの製造過程での高度な技術や技能を維持し、より高めていくには、熟練工から若手従業員への技術継承が極めて重要であります。その為、当社では製品の生産・開発に関わる専門技術および知識の伝承を目的に、平成17年より“マイスター制度”を導入し、技術・知識の継承に努めております。

次に、この物づくりを進める原動力として、お客様のニーズに的確に対応する営業と製造の連携があります。当社は国内28箇所の営業所・出張所を起点に全国の約2,000に及び水道事業者のほとんどから認証を取得しております。かつて水道事業者の検査基準があった時代に、全国の水道事業者を個別に訪問し、個々の要望・仕様にあった製品を開発し認証をいただき、管材商社等を通じて販売する事で業績を伸ばしてまいりました。時代は自己認証の時代となりましたが、お客様の要望・ニーズを細かく把握し、それを逸早く製品化するために営業部門と製造部門が緊密に連携するという当社の強みは、現在も脈々と受け継がれております。平成の大合併により多くの広域水道事業者が誕生しました。当社は合併前のほとんどの事業者と取引があり、個々に異なる給水装置の仕様共通化に向けた提案が行える強みがあり、その提案を元に素早く製品化する能力があります。

また、人々が口にし、生活に欠かすことの出来ない「水」に関連する製品の性質上、製品およびその製造工程の安全性確保・品質管理と安定供給の体制が確保されなければ、水道利用者・取引先等に損害を生ぜしめ、当社の社会的信頼度が著しく低下するとともに当社の企業価値も大きく毀損されることとなります。従って、短期的な利益の追求のみに止まることなく、充実した安全性管理・品質管理体制の下で製造・供給責任を全うすることが、中長期的な観点から当社の企業価値を向上させていく上で必要不可欠です。

当社は設立以来、人々が必要とする「水」の安心・安定供給に資することを使命とし、真摯に物づくりに向き合い安全で高品質な製品を供給し続けること、全国の営業所員や開発部員がお客様から頂戴する要望・ニーズに迅速かつ適切に一体となってお応えする総合力によって、お客様からの信頼を獲得してまいりました。このお客様の信頼に裏打ちされた営業力と、お客様のニーズを素早く具体化し多品種少量生産にも対応できる製造力とが表裏一体となって進む総合力こそが当社の特色であり、企業価値の源泉であります。

3. 企業価値向上のための取組み

平成3年6月、水道行政は普及から水質やサービスの向上へと大きく変化しました。

当社はこの変化への対応と、鋳造製品の生産リードタイムの大幅な短縮を目指し平成6年6月福島工場を完成させ、直結給水実験塔での研究・実験による新製品開発を行うとともに、最新の鋳造生産設備、完成品の自動管理システムの導入など生産性の向上に努めてまいりました。更に、平成15年9月に中国の江西省南昌市に海外生産拠点を稼働させる一方で、平成16年には埼玉工場と福島工場の統合・再配分を実施し、国内の生産体制の一元化と同時に物流体制の大幅な見直しを行い生産性の向上・コストの削減に努め、企業価値の向上を図ってまいりました。

製品面では、従来の埋設品に加え、平成5年に給水・給湯用さや管ヘッダーシステム“QUMEX”を発表し、屋内配管設備分野への進出を果たしました。また、平成14年に“QUMEX”製品の延長として開発された床暖房温水マットは、大手ガス会社に採用されるなど次第に需要が増加してきております。また、給水装置分野の市場拡大を目指し、水道メータの生産・販売を開始しましたが、量産体制を可能とするための自己認証の資格（水道メータ第一類）を平成21年6月に取得しました。これにより水道メータ関連製品の売上増加が期待されております。

材質面では、銅合金製に加えステンレス製製品・樹脂製製品の進展が進んでおり、当社は鋳型用の金型製造、鋳造、切削加工等の高度な技術力を更に向上させると同時に、ますます高まる利便性・軽量化・新素材対応等へのニーズに積極的に応えていくために、最新鋭加工機の導入やステンレス・樹脂等新素材への取組みを強化しており、今後もそれらの各種樹脂や金属材料に対応した金型の設計技術をはじめ、成型・鋳造・加工・組立・検査などの総合的な生産技術開発に向け投資してまいります。

当社の事業内容は、景気変動の影響を受けやすい新設住宅着工、公共工事関連に依拠する部分が多く見通しが大きく変動しやすいため、中期経営計画の公表は行っておりませんが、従来よりア) 効率的な生産体制の構築、イ) 物流効率化による配送コストの削減、ウ) 成長分野への営業強化と開発投資、を中心に中長期の施策を行ってきており、今後も「売上高経常利益率10%以上」を目標として、その確実な実現に向け取組んでまいります。また近時の経営環境を踏まえ、M & A や業務・資本提携も視野に入れつつ、更に企業価値を向上させる諸施策を実施してまいります。

4. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を確保していくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し持続的に向上させていくために必要不可欠と考えております。中でも、コーポレート・ガバナンスの充実是最も重要な課題と認識しており、平成16年6月には執行役員制度を導入し「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離して取締役の経営責任を明確にするとともに、株主の皆様への信任を問う機会を増やすため取締役の任期を1年といたしました。

また、当社は、現在の監査役4名中3名を独立性の高い社外監査役としており、監査役機能の強化を図ると同時に、内部統制システムの構築・推進、リスクマネジメント活動およびコンプライアンス推進活動の強化などの諸施策を実施しております。

当社は、今後も株主の皆様、お客様・お取引先様、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質、法令・ルール遵守の徹底、社会貢献活動等の更なる充実・強化に努めてまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン継続の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的として、上記に記載した基本方針等に沿って導入されたものです。

当社取締役会は、当社株式の大量買付行為が行われた際には、

- ・株主の皆様が、当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な時間や情報を確保すること、
 - ・当社取締役会が株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことを可能とすること、
 - ・一定の場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相応な処置をとること、
- が必要不可欠であると判断してまいりましたし、現在もこの判断は変わっておりません。

そこで、当社取締役会は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本プランの継続を行うことを決定いたしました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を明らかに害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗処置として、原則として新株予約権の無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。なお、新株予約権の無償割当ての実施、不実施等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社取締役会から独立した独立委員会（その内容については、下記2-(3)- をご参照下さい。）に諮問し、その勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様等に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗処置を発動する事が適切と判断された場合には、当該その他の対抗処置が用いられる事もあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、イ) 大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、ロ) 当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。本新株予約権の概要については、下記「(4) 本新株予約権無償割当ての概要」をご参照下さい。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの継続の手續 - 定時株主総会における承認

本プランの継続にあたり株主の皆様の意思を適切に反映するため、本定時株主総会において、ご出席株主（議決権行使書により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様が議決権の過半数の賛成をいただけることを条件とします。

(3) 本プランに基づく対抗処置の発動に係る手續

対象となる大量買付行為

当社は、当社取締役会が別途定める場合を除き、以下のイ）もしくはロ）に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗処置の発動を検討いたします。

イ）当社が発行者である株券等 * 1 について、保有者 * 2 の株券等保有割合 * 3 が20%以上となる買付

ロ）当社が発行者である株券等 * 4 について、公開買付 * 5 に係る株券等の株券等所有割合 * 6 およびその特別関係者 * 7 の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

* 1：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等（有価証券とみなされる場合を含みます。）をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

* 2：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれるものを含みます（当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。）。以下において別段の定めがない限り同じとします。

* 3：金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

* 4：金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下において同じとします。

* 5：金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

* 6：金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

* 7：金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会が当該大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載した、本プランに定める手續を遵守する旨の意向表明を含む日本語による買付提案書を、当社の定める書式により提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他大量買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供された情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供いただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領またはその後の追加情報受領の日の翌日より10日以内に行うこととします。

a) 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）

b) 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付提案書提出日を含む前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況

c) 大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の適法性ならびに大量買付行為の実行の実現可能性等を含みます。）

d) 大量買付行為の対価の額の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。））ならびにその算定根拠等を含みます。）の概要

e) 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

f) 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用

策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が存在しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）

g) 大量買付行為の後における当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係るステークホルダーの処遇方針

h) 大量買付行為のために投下した資本の回収方針

i) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを認識した場合はその事実を、また買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、株主の皆様等に適用ある法令等および株式会社東京証券取引所の定める諸規則に従った適時かつ適切な情報開示（以下「情報開示」といいます。）を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様への判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様等に情報開示を行います。なお、当社は、公開買付による当社株券等の大量買付者に対しては、本必要情報の提供を求めるほか、金融商品取引法第27条の10の規定に基づいて、「意見表明報告書」を通じて当該公開買付に関する質問を行うことがあります。

当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された本必要情報が株主の皆様が当社の株式を継続保有するか否かを適切に判断するために必要な水準を満たしていると判断した場合は、その旨ならびに下記記載の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から、以下の()または()の期間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

()対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株券等を対象とする買付の場合には60日以内

()その他の大量買付行為の場合には90日以内

ただし、上記()()いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を大量買付者等に通知するとともに、株主の皆様等に情報開示します。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、大量買付者に通知するとともに、株主の皆様等に情報開示を行います。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様等に代替案を提示することもあります。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することが出来るものとします。ただし、下記に定める不実施決定通知を受領した場合は、同通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されているか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗処置を講じるか否か、については当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置する事といたします。

独立委員会は、3名以上の委員より構成され、当社取締役会は委員を当社の社外監査役および社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）の中から選任するものとします。

対抗処置の発動の手続

当社取締役会が対抗処置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は対抗処置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗処置の発動の是非について諮問し、独立委員会はこの諮問に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者（当社が費用を負担することとします。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗処置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗処置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

当社取締役会は、当該判断を行った場合、当該判断の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様等に情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討した上で、対抗処置の発動の是非を、取締役会評価期間の終了時までには判断するものとします。

対抗処置の発動の条件

イ) 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまは向上させるために必要かつ相当な対抗処置を講じることといたします。

ロ) 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗処置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまは向上させるために必要かつ相当な対抗処置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (a) 高値買取要求を狙う買付等である場合
- (b) 高度な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買付等である場合
- (c) 会社の資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付等である場合
- (d) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付等である場合
- (e) 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買付等である場合
- (f) 最初の買付で全株券等の買付の申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、或いは明確にしないで公開買付を行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要する恐れがある買付である場合
- (g) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (h) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (i) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買付等である場合
 - ）当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
 - ）当該時点で対抗処置を発動しない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することが出来ないおそれがある場合

当社取締役会による対抗処置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、上記 - イ) またはロ) のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗処置の実施または不実施に関する決定を行います

当社取締役会は、対抗処置の実施または不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要のほか当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（以下、不実施の決定に係る通知を「不実施決定通知」といいます。）し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗処置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に関する条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗処置の実施または中止に関する決定を行うことが出来ます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(4) 本新株予約権無償割当ての概要

本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は金1円とし、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係わる新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、大量買付者およびその関係者は、本新株予約権を行使することが出来ないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で大量買付者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式1株と引き換えに本新株予約権1個を取得することが出来ます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

なお、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記（1）記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗処置を發動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗処置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗処置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成23年6月30日までに開催される第55期定時株主総会の終結の時までとします。当社取締役の任期は1年であり、かかる取締役の任期にあわせて本プランの有効期間も1年とするのが、株主の皆様ご意思の重視により資すると考えております。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成22年5月13日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ本プランの基本的考え方に反しない範囲で、本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していると考えられること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係わる諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

(2) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、上記 - 1 に記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご提案を提示するために必要な時間や情報を確保すること、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されたものです。

(3) 株主意を重視するものであること

上記 - 2 - (5) に記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランは継続だけでなく廃止についても、株主の皆様のご意思が反映されることになっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗処置の実施または不実施の判断を株主の皆様が取締役会に委ねる前提として、当該対抗処置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様にご示すものです。従って、当該発動条件に従った対抗処置の実施は、株主の皆様のご意思が反映されたものとなります。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、上記 - 2 - (3) - 記載のとおり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は当社社外監査役および社外有識者により構成されます。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗処置の発動を行うことを防ぐとともに、独立委員会の判断の概要については株

主の皆様等に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の実現に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 - 2 - (3) - および に記載のとおり、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

(6) 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、上記 - 2 - (3) - および に記載したとおり、大量買付者が出現した場合、当社取締役会および独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることが出来ることとされています。これにより、当社取締役会および独立委員会による判断の公正性および客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(7) デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

上記 - 2 - (5)にて記載したとおり、本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することが出来ることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない、いわゆるデッド・ハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスロー・ハンド型買収防衛策でもありません。

4. 株主の皆様等に与える影響

(1) 本プランの継続にあたって株主および投資家の皆様等に与える影響等

本プランが継続される時点においては、対抗処置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権無償割当ての実施により株主および投資家の皆様等に与える影響

本新株予約権は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割当てで無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関しては希釈化は生じません。もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4) - に記載する手続により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価格相当の金銭の払い込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様等に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては、差別的条項が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式に係わる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様の口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

(4) 本新株予約権無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための口座等の必要情報、ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり金1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が交付されることとなります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約

権の行使の結果として交付される普通株式については、特別口座に記録することが出来ませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等を開設していただく必要がある点にご注意下さい。

当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権取得と引き換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の要項に従い行使が禁じられている大量買付者およびその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動は、85百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第3四半期連結会計期間における当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通しについて重要な変更はありません。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当第3四半期連結会計期間における当社グループの経営者の問題意識と今後の方針については重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	47,000,000
計	47,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,005,600	16,005,600	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	16,005,600	16,005,600	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	16,005,600	-	3,358	-	3,711

(6)【大株主の状況】

平成22年12月31日現在の株主名簿により、平成22年9月30日において大株主であった株式会社みずほ銀行および三菱UFJ信託銀行株式会社は大株主でなくなり、以下の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が大株主になったことが判明しました。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	259	1.61

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,971,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,031,900	120,319	-
単元未満株式	普通株式 2,300	-	-
発行済株式総数	16,005,600	-	-
総株主の議決権	-	120,319	-

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
前澤給装工業株式会社	東京都目黒区鷹番2-13-5	3,971,400	-	3,971,400	24.81
計	-	3,971,400	-	3,971,400	24.81

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,288	1,250	1,120	1,101	1,099	1,020	1,005	956	1,036
最低(円)	1,251	1,075	1,061	1,030	950	991	873	883	940

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	執行役員営業本部長 兼東北・北海道統括部長兼九州統括部長 兼特販統括部長	取締役	執行役員営業本部長 兼埼玉営業所長	堀 俊也	平成22年10月1日
取締役	執行役員営業本部 関東・中部統括部長	取締役	執行役員営業本部 副本部長(東京駐在) 兼東京営業所長	谷合 祐一	平成22年10月1日
取締役	執行役員営業本部 西日本統括部長	取締役	執行役員営業本部 副本部長(大阪駐在) 兼大阪営業所長	東川 浩	平成22年10月1日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人により四半期レビューを受け、また、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,424	8,464
受取手形及び売掛金	2 9,677	8,714
有価証券	2,500	3,000
商品及び製品	2,657	2,629
仕掛品	161	48
原材料及び貯蔵品	653	653
繰延税金資産	79	175
その他	175	141
貸倒引当金	5	4
流動資産合計	24,323	23,822
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	7,967	7,935
減価償却累計額	4,991	4,850
建物及び構築物(純額)	2,976	3,085
機械装置及び運搬具	7,671	7,731
減価償却累計額	6,618	6,465
機械装置及び運搬具(純額)	1,052	1,266
土地	5,030	5,030
建設仮勘定	0	39
その他	2,841	2,798
減価償却累計額	2,654	2,568
その他(純額)	187	230
有形固定資産合計	9,246	9,651
無形固定資産		
投資その他の資産	86	139
投資有価証券	1,780	1,386
長期貸付金	17	10
保険積立金	969	838
繰延税金資産	20	1
その他	167	169
貸倒引当金	27	25
投資その他の資産合計	2,927	2,381
固定資産合計	12,261	12,172
資産合計	36,585	35,995

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,926	4,394
1年内償還予定の社債	360	400
1年内返済予定の長期借入金	1,010	1,045
未払法人税等	66	388
賞与引当金	61	203
役員賞与引当金	14	21
その他	827	662
流動負債合計	8,267	7,116
固定負債		
社債	1,080	1,600
繰延税金負債	-	68
退職給付引当金	586	654
役員退職慰労引当金	-	22
その他	93	79
固定負債合計	1,759	2,425
負債合計	10,026	9,541
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,358	3,358
資本剰余金	3,711	3,711
利益剰余金	25,267	24,893
自己株式	5,916	5,916
株主資本合計	26,421	26,046
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	339	515
為替換算調整勘定	202	108
評価・換算差額等合計	137	406
純資産合計	26,558	26,453
負債純資産合計	36,585	35,995

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	17,321	16,510
売上原価	11,516	11,316
売上総利益	5,805	5,194
販売費及び一般管理費	3,953	3,796
営業利益	1,852	1,398
営業外収益		
受取利息	2	5
有価証券利息	4	5
受取配当金	27	23
スクラップ売却益	-	29
雑収入	25	15
営業外収益合計	59	78
営業外費用		
支払利息	18	18
売上割引	15	17
為替差損	32	19
社債発行費	45	-
雑損失	0	7
営業外費用合計	112	63
経常利益	1,798	1,413
特別利益		
固定資産売却益	-	0
投資有価証券受贈益	-	8
主要株主株式短期売買利益返還益	8	-
特別利益合計	8	9
特別損失		
固定資産除却損	6	5
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2
会員権評価損	0	0
解約金	-	0
特別損失合計	7	9
税金等調整前四半期純利益	1,799	1,414
法人税、住民税及び事業税	635	494
法人税等調整額	133	124
法人税等合計	769	618
少数株主損益調整前四半期純利益	-	795
四半期純利益	1,029	795

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	5,973	6,169
売上原価	3,977	4,268
売上総利益	1,996	1,900
販売費及び一般管理費	1,318	1,286
営業利益	677	613
営業外収益		
受取利息	0	1
有価証券利息	0	1
受取配当金	10	10
スクラップ売却益	-	15
雑収入	8	6
営業外収益合計	21	35
営業外費用		
支払利息	5	5
売上割引	6	7
為替差損	21	13
社債発行費	45	-
雑損失	0	2
営業外費用合計	79	28
経常利益	618	620
特別利益		
特別利益合計	-	-
特別損失		
固定資産除却損	0	1
会員権評価損	0	-
特別損失合計	1	1
税金等調整前四半期純利益	617	619
法人税、住民税及び事業税	173	177
法人税等調整額	91	93
法人税等合計	264	270
少数株主損益調整前四半期純利益	-	348
四半期純利益	353	348

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,799	1,414
減価償却費	621	526
退職給付引当金の増減額(は減少)	10	67
賞与引当金の増減額(は減少)	149	141
役員賞与引当金の増減額(は減少)	3	7
貸倒引当金の増減額(は減少)	12	3
受取利息及び受取配当金	34	33
支払利息	18	18
社債保証料	0	7
社債発行費	45	-
為替差損益(は益)	32	19
売上債権の増減額(は増加)	189	972
たな卸資産の増減額(は増加)	735	126
仕入債務の増減額(は減少)	57	1,534
未払消費税等の増減額(は減少)	60	82
その他	64	180
小計	3,436	2,272
利息及び配当金の受取額	34	35
利息の支払額	17	18
社債保証料の支払額	5	8
法人税等の支払額	824	802
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,623	1,477
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	198	-
有価証券の取得による支出	-	500
有価証券の償還による収入	150	500
投資有価証券の取得による支出	-	675
投資有価証券の売却による収入	-	9
有形固定資産の取得による支出	184	134
有形固定資産の売却による収入	-	1
無形固定資産の取得による支出	9	8
保険積立金の積立による支出	41	267
保険積立金の解約による収入	29	139
貸付けによる支出	-	13
貸付金の回収による収入	2	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	252	942
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	367	34
社債の発行による収入	1,954	-
社債の償還による支出	-	560
配当金の支払額	472	419
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,114	1,014
現金及び現金同等物に係る換算差額	21	43
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,464	523
現金及び現金同等物の期首残高	6,110	10,750
現金及び現金同等物の四半期末残高	9,574	10,227

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これによる、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 また、前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「スクラップ売却益」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の営業外収益の「雑収入」に含まれる「スクラップ売却益」は7百万円であります。

	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 また、前第3四半期連結会計期間において、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「スクラップ売却益」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結会計期間の営業外収益の「雑収入」に含まれる「スクラップ売却益」は4百万円であります。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の年度中の取得、売却及び除却等の見積りを考慮した予算を策定しているため、当該予算に基づく年間償却予定額を期間按分して算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
連結子会社QSOインダストリアル株式会社は、従来、役員の退職金の支払いに備えるため、内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、平成22年5月20日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を平成22年6月21日の定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議し、平成22年6月21日の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件が承認可決されております。 これに伴い、同日までの役員退職慰労引当金を全額「長期未払金」に振替え、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1. 受取手形裏書譲渡高 15百万円 2. 四半期連結会計期間末満期手形 四半期連結会計期間末満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 295百万円 支払手形 9百万円	1. 受取手形裏書譲渡高 12百万円 2.

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費の主なものは次のとおりであります。 従業員給与手当 1,143百万円 賞与引当金繰入額 44百万円 役員賞与引当金繰入額 20百万円	販売費及び一般管理費の主なものは次のとおりであります。 従業員給与手当 1,108百万円 賞与引当金繰入額 39百万円 役員賞与引当金繰入額 14百万円

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費の主なものは次のとおりであります。 従業員給与手当 489百万円 賞与引当金繰入額 97百万円 役員賞与引当金繰入額 6百万円	販売費及び一般管理費の主なものは次のとおりであります。 従業員給与手当 460百万円 賞与引当金繰入額 87百万円 役員賞与引当金繰入額 7百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 9,822百万円	現金及び預金勘定 8,424百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 248百万円	有価証券に含まれる現金同等物 2,000百万円
現金及び現金同等物 9,574百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 197百万円
	現金及び現金同等物 10,227百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

- 発行済株式の種類及び総数
普通株式 16,005,600株
- 自己株式の種類及び株式数
普通株式 3,971,414株
- 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	240	20	平成22年3月31日	平成22年6月29日	利益剰余金
平成22年11月8日 取締役会	普通株式	180	15	平成22年9月30日	平成22年12月3日	利益剰余金

- (2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの。
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

当社グループは水道用給水装置機材器具関連の製造・販売のみを行っており、単一セグメントに該当するため記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

本邦の売上高の金額は、全セグメントの売上高の合計額に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社の売上構成は、埋設製品、地上製品、商品販売で成り立っていることから、「埋設事業」、「地上事業」および「商品販売事業」の3つを報告セグメントとしております。

「埋設事業」は、道路に敷設されている配水管から分かれて、各家庭に引き込こむための水道用給水装置であるサドル付分水栓・止水栓・各種継手類、水道メータなどを製造、販売しております。

「地上事業」は、宅内での給水給湯配管部材、暖房設備部材およびこれらをユニット化した給水給湯システムなどを製造、販売しております。

「商品販売事業」は、製品に関連する仕入商品を販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注3)
	埋設	地上	商品販売	計				
売上高								
外部顧客への売上高	9,895	3,099	2,987	15,981	528	16,510	-	16,510
セグメント間の内部売上高または振替高	3	323	21	347	614	961	961	-
計	9,898	3,423	3,008	16,329	1,142	17,472	961	16,510
セグメント利益	3,065	808	322	4,196	153	4,349	2,951	1,398

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 29億51百万円は、主に各報告セグメントに配分されていない全社費用を含んでおります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注3)
	埋設	地上	商品販売	計				
売上高								
外部顧客への売上高	3,681	1,127	1,115	5,924	244	6,169	-	6,169
セグメント間の内部売上高または振替高	2	114	6	123	174	298	298	-
計	3,684	1,242	1,122	6,048	419	6,468	298	6,169
セグメント利益	1,137	313	119	1,570	67	1,637	1,024	613

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 10億24百万円は、主に各報告セグメントに配分されていない全社費用を含んでおります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

（有価証券関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

（賃貸等不動産関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 2,206.92円	1株当たり純資産額 2,198.18円

2. 1株当たり四半期純利益金額

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 87.06円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 66.11円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	1,029	795
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,029	795
期中平均株式数(千株)	11,829	12,034

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 29.85円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 28.93円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	353	348
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	353	348
期中平均株式数(千株)	11,829	12,034

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

著しい変動がない為、該当事項はありません。

2【その他】

平成22年11月8日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....180百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....15円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成22年12月3日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月8日

前澤給装工業株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 眞之助 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている前澤給装工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、前澤給装工業株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、当社（四半期報告書提出会社）が、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月7日

前澤給装工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 眞之助 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	守谷 徳行 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阿部 博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている前澤給装工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、前澤給装工業株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、当社（四半期報告書提出会社）が、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。